
フォード モーター クレジット カンパニーが発行する外国債券のエクスチェンジ オファーについて

— 営業ルール照会制度に基づく照会及び回答 —

日証協・平 18. 5. 19

本協会は、フォード モーター クレジット カンパニーが発行する外国債券のエクスチェンジ オファーについて、5 月 1 9 日、照会を行った会員に対し回答を行うとともに、その内容を内部管理統括責任者に通知（日証協(市外)18 第 3 号）した。

照会事項及び本協会の回答は、それぞれ以下のとおりである。

【照会事項】

本年 5 月 2 日より、米国のフォード モーター クレジット カンパニー（Ford Motor Credit Company）（以下「債券発行会社」という。）においては、同社の既発行債券（外国法人の発行する証券で社債券の性質を有するもの。以下同じ。）を有している投資家に向け、同社が新規に発行する債券へのエクスチェンジ オファー（交換の申し出）について、同国においてアナウンスがなされているところである。

しかしながら、顧客から当該既発行債券の保管の委託を受けている証券会社において、当該顧客の本エクスチェンジ オファーへの参加に係る意思を確かめる行為は、我が国における投資家の数が 5 0 以上となる場合には、証券取引法上 債券発行会社によって新規発行債券の「募集」行為が行われたこととなってしまうため、今後、債券発行会社により当該新規発行債券に関する同法上の適切なディスクローズが行われない限り、原則として、当該証券会社は、本エクスチェンジ オファーに対し、我が国投資家の注文を取り次ぐことはできないものと解してよい。

（照会事項に対する考え方）

我が国においては、昭和 4 6 年 6 月の大蔵省新聞発表「一般投資家による外国証券投資の自由化について」に基づき、外国証券の国内販売が自由化されてから現在に至るまで、証券会社が顧客から保管の委託を受けた外国株式に新株引受権が付与（株主割当増資）された場合には、当該権利は、「外国証券取引口座約款」（参考様式）第 17 条の規定に基づき、原則として売却処分の上代金をもって決済されてきている。これは、ある銘柄について購入が多くなり、我が国における投資家の数が 5 0 以上となった場合、それらの者の権利行使による新株式取得に係る意思を確かめる行為が、我が国証券取引法上 発行会社によって「募集」行為が行われたこととなり不都合だからである。

一方で、上記の大蔵省新聞発表では、「外国債券」に関する同様の事例については特に明記されておらず、また、本件は、新株引受権のように譲渡可能な権利が付与されるものではないことから、権利の売却処分という形で代金をもって決済することはできないもの

の、証券会社が、新規発行債券を対価とする本エクスチェンジ オファーへの参加に係る意思を、多数の顧客に対して確認する行為は、同様に、我が国証券取引法上 債券発行会社によって「募集」行為が行われたこととなるものと考えられる。

【照会事項に対する回答】

貴見のとおり取り扱って差し支えありません。

※ 顧客から、本件に係る既発行債券の保管の委託を受けている証券会社にあつては、当該顧客に対し、本エクスチェンジ オファーが行われている事実について、「外国証券取引口座約款」（参考様式）第 18 条に基づき、必要に応じて速やかに『事実の通知』を行う必要があると考えられるが、その場合、口頭又は文書等の通知手段にかかわらず、当該通知の内容に「投資勧誘に該当する表現」が含まれる場合には、当該通知が投資勧誘に当たると考えられることに留意すること。

なお、顧客に対する当該通知の内容が投資勧誘に該当しない事例を示すことは困難であるが、例えば、当該通知に、「証券会社としては、今後、債券発行会社により、新規に発行される債券に関して我が国証券取引法上の適切なディスクローズが行われない限り、同法上の規制により、本エクスチェンジ オファーに対して、顧客の注文を取り次ぐことはできない」旨を併記することなども考えられる。

以 上